



広報古座川

発行 古座川町役場総務課 電話(代)0735-72-0180

2006
10
No.95



農林産物や加工品の展示即売をはじめ、体験コーナー、展示コーナーなど盛りだくさんな内容でお迎え致します。町民の皆様も、出来ただけ多くの催しに参加・体験をしていただき、楽しいひとときを満喫して下さい。農業の皆様のご来場をお待ちしています。

農事組合法人
古座川ゆず平井の里、わかやま地域おこし大賞を受賞
平成18年10月4日、和歌山県庁において古座川ゆず平井の里が、ゆず園の管理や、加工原料の供給などの

古座川町消防団（三尾川分団）県消防ポンプ操法大会に出場
7月30日（日）に御坊市御坊総合運動公園において、県内消防団員の士気の高揚と消防技術の向上を図り、もつて消防力の充実強化を期し、併せて団員相互の親睦交流を深めることを目的とし、第21回和歌山県消防ポンプ操法大会が開催されました。

古座川町からは消防団三尾川分団が、小型ポンプ操法の部

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます。
社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付され
ます。



「年金受給権者死亡届」の提出をお願いします。
果樹園地を貸す場合でも、年金受給者が亡くなられたときは、「年金受給権者死亡届」に、年金証書、死亡の事実を明らかにできる書類（戸籍謄本等）を添付して、年金相談センターへ提出してください。ただし、第1号被保険者期間中に発生した障害基礎年金や遺族福祉年金、寡婦年金、老齢基礎年金等の受給者が亡くなられたときは、役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

この届出は、役場で手続きする戸籍や住民票の死亡届とは別に行う必要があります。ご注意ください。

◎年金ダイヤル 0570-051-1165

既に年金をお受けになつてお問い合わせ先

年金請求などの年金相談について、は、年金相談について

は、年金相談について

は、年金相談

